

申請に対する処分 / 審査基準・標準処理期間 個票（美郷町）

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日（掲載日）	平成 27 年 6 月 11 日

< 処分の概要 >

許認可等の名称	行為等の許可
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	美郷町特定地区公園条例第 6 条第 1 項

< 審査基準 / 標準処理期間 >

基 準 規 定	美郷町特定地区公園条例第 6 条第 1 項・第 2 項・第 3 項 美郷町特定地区公園管理規則第 2 条、第 3 条、第 5 条 美郷町南運動公園管理規則第 2 条、第 3 条、第 5 条
審 査 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>○美郷町特定地区公園条例 (行為の制限)</p> <p>第 6 条 特定地区公園において、次に掲げる行為をしようとするときは、町長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 物品の販売、遊興飲食その他これに類する営業行為をすること。</p> <p>(2) 興業を行うこと。</p> <p>(3) 業として写真又は映画の撮影をすること。</p> <p>(4) 募金その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(5) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する大規模な集会、催しのために特定地区公園の全部又は一部を占有すること。</p> <p>(6) 打ち上げ花火、のろし、たき火その他これらに類する火気を使用すること。</p> <p>(7) 指定された場所以外の場所に車両の乗り入れ又は止めておくこと。</p> <p>(8) 特定地区公園をその用途以外に使用することを目的とする集会を行うこと。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、使用の目的、使用の期間、使用の場所又は施設、使用の内容その他町長の指示する事項を記載した申請書を町長に提出しなければならない。</p> <p>3 第 1 項の許可を受けた者が許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を町長に提出して許可を受けなければならない。ただし、変更が規則で定める軽易なものであるときは、この限りではない。</p> <p>4 略</p> <p>○美郷町特定地区公園管理規則 (許可の申請)</p>

第2条 条例第6条第1項の規定により許可を受けようとする者は、特定地区公園内行為許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、当該行為をしようとする日の7日前までに提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、提出期限を短縮することができる。

（許可事項の変更申請）

第3条 条例第6条第1項の規定により許可を受けた者が、当該事項を変更しようとするときは、直ちに特定地区公園内行為許可変更申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

（変更の許可を要しない事項）

第5条 条例第6条第3項ただし書に規定する軽易な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品の販売その他これらに類する行為をする場合において、販売品目等の類似のものへの変更
- (2) 業として写真又は映画を撮影する場合において、撮影のための人員の軽微な変更
- (3) 興業を行う場合において、その予定参集人員の軽微な変更
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに準ずる大規模な集会、催しを行う場合において、その予定参集人員の軽微な変更

○美郷町南運動公園管理規則

（許可の申請）

第2条 条例第6条第1項の規定により許可を受けようとする者は、南運動公園内行為許可申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書の提出は、当該行為をしようとする日の7日前までに提出しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、提出期限を短縮することができる。

（許可事項の変更申請）

第3条 条例第6条第1項の規定により許可を受けた者が、当該事項を変更しようとするときは、直ちに南運動公園内行為許可変更申請書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

（変更の許可を要しない事項）

第5条 条例第6条第3項ただし書に規定する軽易な事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 物品の販売その他これらに類する行為をする場合において、販売品目等の類似のものへの変更
- (2) 業として写真又は映画を撮影する場合において、撮影のための人員の軽微な変更
- (3) 興業を行う場合において、その予定参集人員の軽微な変更
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに準ずる大規模な集会、催しを行う場合において、その予定参集人員の軽微な変更

参 考 資 料	
標 準 処 理 期 間	■設定 □未設定
	7 日
備 考	当該行為をしようとする日の7日前までに申請。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、提出期限を短縮可（管理規則2条2項、南運動公園規則2条2項）
設 定 日	平成27年10月31日